株主各位

東京都渋谷区渋谷一丁目1番8号 株式会社ファンコミュニケーションズ 代表取締役社長柳澤 安慶

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。 さて、当社第23回定時株主総会を下記により開催いたしますの で、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月28日(月曜日)午後6時までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (https://www.web54.net) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、2022年3月28日(月曜日)午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、3頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1.日時 2022年3月29日(火曜日)午前10時(受付開始 午前9時30分)
 2.場所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ 4階 渋谷ソラスタ コンファレンス「4D」(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 ※昨年と会場が変更となっておりますのでご注意ください。

3. 目的事項

報告事項 1. 第23期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)事業 報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連 結計算書類監査結果報告の件

> 2. 第23期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)計算 書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役6名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締 役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約 権を発行する件

CT F

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出 くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法 令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アド レス https://www.fancs.com) に掲載させていただきます。

- ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに 際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知のもののほか、こ の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」 及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた 場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス https://www.fancs.com) に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトを ご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス https://www.web54.net

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された 「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご 入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2022年3月28日(月曜日)午後6時までとなっておりますので、 お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行を ご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICIの運営する

「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも 可能です。

(提供書面)

<u>事業報告</u> (2021年1月1日から 2021年12月31日まで

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依 然として厳しい状況が続いており、企業収益に与える影響については、先行き不透明な 状況が続いております。

このような経済状況のもとで、当社グループの主要事業であるインターネットマーケ ティングサービス分野では、消費者のデジタルシフトが進む中、特に動画視聴時間の増 加や今後の通信環境のさらなる高速化などもあり、インターネット広告は、大手プラッ トフォーマーを中心に需要が高まっております。一方、インターネット広告がマスメデ ィアとしての役割を果たす中、個人情報保護の動きが加速しており、消費者の行動を追 跡できるCookieなどの利用を制限する動きが活発化しております。

当連結会計年度において当社グループは、既存事業の更なる成長と今後の柱となる事 業の開発を推進してまいりました。また、テレワークへの移行によってオフィスの在り 方を見直し固定費の削減に努めました。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大 の影響による一部広告主の予算削減や消費者の消費に至る導線の変化等の影響により減 収減益となりました。

この結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高26,700,229千円(前期比 9.1%減)、営業利益2,318,795千円(前期比18.7%減)、経常利益2,516,213千円(前期 比15.7%減)、親会社株主に帰属する当期純利益1.637.207千円(前期比17.8%減)とな りました。

a) CPAソリューション事業

当社グループは、主力サービスでありますアフィリエイト広告サービス「A8. net」、スマートフォンアプリ向けCPI広告サービス「seedApp」等を提供しております。当連結会計年度においては、受注件数は徐々に増加傾向が見られるものの、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う一部広告主の予算削減や検索アルゴリズムの変動などの影響を受け減収となりました。その結果、当連結会計年度の売上高は20,944,934千円(前期比7.2%減)、セグメント利益は3,457,183千円(前期比9.5%減)となりました。

b) ADコミュニケーション事業

当社グループは、主力サービスでありますスマートフォン向け運用型広告サービス「nend」等を提供しております。当連結会計年度においては、新規事業の企画・開発を推進した一方、大手プラットフォーマーへの広告予算の寡占化を背景として、nendの稼働広告主が減少したことにより減収となりました。その結果、当連結会計年度の売上高は5,216,159千円(前期比15.1%減)、セグメント損失は126,333千円(前期はセグメント利益94,091千円)となりました。

c) その他

当社グループは、シーサー株式会社が運営する「Seesaaブログ」を代表とするメディア事業等を展開しております。当連結会計年度においては、ブログメディア事業においてPV減少に伴い広告収入が減少したことなどにより減収となりました。その結果、当連結会計年度の売上高は539,135千円(前期比19.6%減)、セグメント損失は115,546千円(前期はセグメント損失57,960千円)となりました。

- 6 **-**

○ 報告セグメント別の売上高の内訳

l. B. W. L. o. h. the	2020年1	2月期	2021年12月期				
セグメントの名称	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比(%)			
CPAソリューション事業	22, 565, 645	76. 8	20, 944, 934	78. 5			
ADコミュニケーション事業	6, 143, 384	20. 9	5, 216, 159	19. 5			
その他	670, 968	2. 3	539, 135	2.0			
合計	29, 379, 998	100.0	26, 700, 229	100.0			

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 - 2. 当社の主力サービスであるアドネットワーク事業における当連結会計年度末の利用 広告主数 (稼働広告主ID数)、参加メディア数 (登録パートナーサイト数等)は、 下記のとおりであります。

サービス	区分	2020年12月期	2021年12月期	
「A8. net	稼働広告主ID数	3, 182	3, 378	
(エーハチネット)」	登録パートナーサイト数	2, 889, 117	3, 041, 654	
[1 (2·) (10) ;	稼働広告主ID数	191	142	
「nend(ネンド)」	登録パートナーサイト枠数	1, 018, 937	1, 045, 849	

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は138,373 千円であります。その主なものは、サーバー設備の増強及び自社制作ソフトウエア等であります。

- ③ 資金調達の状況 該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 重要性が乏しいため、記載を省略しております。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	区	分	第 20 期 (2018年12月期)	第 21 期 (2019年12月期)	第 22 期 (2020年12月期)	第 23 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売	上	高(千円)	35, 340, 668	34, 200, 488	29, 379, 998	26, 700, 229
経	常利	益(千円)	4, 364, 730	3, 785, 697	2, 985, 053	2, 516, 213
	社株主に 当期純 ⁵	(→ Щ)	2, 554, 252	2, 488, 514	1, 991, 515	1, 637, 207
1株当	6たり当期終	純利益 (円)	33. 36	32. 85	26. 95	22. 63
総	資	産(千円)	25, 790, 246	27, 125, 192	26, 321, 576	24, 654, 807
純	資	産(千円)	19, 835, 804	21, 053, 310	20, 518, 285	19, 705, 769
1 株 🖁	当たり純資	産額 (円)	260. 92	277. 34	278. 89	276. 92

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 - 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区	分	第 20 期 (2018年12月期)	第 21 期 (2019年12月期)	第 22 期 (2020年12月期)	第 23 期 (当事業年度) (2021年12月期)
売 上	高(千円)	34, 238, 954	31, 813, 507	27, 676, 575	24, 879, 023
経 常 利	益(千円)	4, 518, 550	3, 732, 140	2, 945, 277	2, 475, 431
当期純利	」 益(千円)	3, 151, 692	1, 786, 659	2, 021, 415	1, 748, 512
1株当たり当期総	純利益 (円)	41. 16	23. 58	27. 36	24. 17
総資	産(千円)	26, 111, 353	26, 438, 316	25, 681, 738	24, 422, 796
純 資	産(千円)	20, 353, 357	20, 869, 008	20, 363, 882	19, 662, 672
1 株当たり純資	産額 (円)	267. 75	274. 91	276. 78	276. 31

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 - 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況 該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権 比 率	主要な事業内容
株式会社ファンコミュニケ ーションズ・グローバル	9,000	100.00%	インターネット関連事業
シーサー株式会社	15, 100	100.00%	インターネット関連事業

(4) 対処すべき課題

当社グループでは以下の事項を対処すべき課題として取り組みを進めております。

①新規事業の立ち上げ

当社グループの主力事業であるインターネット広告サービスにおいては、プラットフォーマーによる市場の寡占化や、参入プレイヤーの飽和が進んでおり、当社のさらなる業容拡大のためには新たな収益基盤となりうる新規事業の開拓及び育成が急務となっております。

そこで、当社グループは、ビジョンに掲げるプロシューマーハピネスにのっとり、生産者と消費者の双方の顔を持つプロシューマーの方々を支援する事業を中心に新規事業の立ち上げを行い、企業価値の向上を図ってまいります。

②既存事業におけるサービス改善

当社グループにおいて、依然、主力の事業であるインターネット広告サービスは、消費者である個人の方がメディアとして生産者となる場を提供しており、プロシューマー支援事業の1つとして今後も重要な事業であると捉えております。当社グループは、インターネット広告サービスやその周辺事業について、さらなる事業収益拡大のために、プロシューマー支援の視点を持ったうえで、事業環境の変化への対応や顧客基盤の拡大とともにサービス利用率の向上やサービスの品質改善による差別化をしていきます。また、当社グループでは、今後も継続的に、広告効果の向上、ユーザビリティの改善、広告表示の適正化やインターネット広告における不正の防止等に取り組む方針であります。

③リモートワークを取り入れた働く環境の改善

当社グループでは、新しい働き方を取り入れ、リソース全般の最適化や業務のオンライン化などを通じた生産性向上が、重要であると考えております。こうした観点から、可変性の高いフリーアドレスのオフィスを構築し、リモートワークと出社を組み合わせたハイブリッド型勤務の最適化を図っております。今後も、新しい働き方に対応したオフィス設備の改善、オンライン化の促進、人材の確保や教育を行うことにより、さらなる生産性の向上を目指してまいります。

④システム及び内部管理体制のさらなる強化

当社グループの業容拡大を支えていくためには、急激に増加しているトラフィックや取引データを管理するシステムを、費用の増加を抑えながら安定的かつ効率的に拡張するための技術開発及び運用体制の確立に注力すること、外部からの不正アクセスを防止し、取引データ、顧客企業等の情報及び個人情報保全のため、さらなるシステムの安全性強化や危機管理体制を構築すること、また当社グループ全体としての業況推移を常時正確に把握し適時・適切に経営判断へ反映させていくことが、今後さらに重要となってくると考えております。こうした観点から、一層のシステム投資や危機管理体制の確立を進めていくとともに、情報開示やコンプライアンス維持を含めた内部管理体制の充実を図る方針であります。

⑤人材の確保・育成

今後の新たな視点での事業展開のために、営業部門・開発部門・管理部門の人材確保とともに、さらなる既存サービスの質の向上のため、インターネット広告におけるコンサルティング能力や技術力の向上、ノウハウの蓄積、スキルの向上等人材の育成がきわめて重要となります。当社グループといたしましては、これからの社会状況にあった人事制度、教育、研修体系の整備を行い人材育成の強化を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容(2021年12月31日現在)

事 業 区 分	事 業 内 容
	アフィリエイト広告サービス「A8.net(エーハチネッ
CDAN II 、	ト)」の運営
CPAソリューション事業	スマートフォンアプリ 向 けCPI 広告 サービス
	「seedApp(シードアップ)」の運営
ADコミュニケーション事業	スマートフォン向け運用型広告サービス「nend(ネン
ADコミューケーション事業	ド)」の運営
その他	メディア事業等の運営

(6) 主要な営業所(2021年12月31日現在)

①当社の主要な営業所

本 社	東京都渋谷区
-----	--------

②子会社

株式会社ファンコミュニケ ーションズ・グローバル	東京都渋谷区
シーサー株式会社	東京都千代田区

(7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使	用	人	数	前	連	結	会	計	年	度	末	比	増	減
482 (29) 名								23名	増	(9名	減)			

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて23名増加しましたのは、主に業容拡大に備えた中途採用と新卒採用によるものであります。

②当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年 齢	平均勤続年数
	422 (21) 名			22名増(4名減)			32.7歳	4.8年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 使用人数が前事業年度末と比べて22名増加しましたのは、主に業容拡大に備えた中途 採用と新卒採用によるものであります。
 - (8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

① 発行可能株式総数

240,000,000株

② 発行済株式の総数

76,930,032株(自己株式6,026,001株含む)

③ 株主数

11,174名

④ 大株主 (上位10名)

株	主		名	所有株式数	持 株 比 率
柳	澤	安	慶	27, 783, 600株	39. 18%
日本マスタ	ートラスト信託銀	行株式会社(信託口)	5, 922, 900株	8.35%
光 通	信 株	式 会	社	5, 487, 800株	7.74%
松	本	洋	志	1,668,100株	2.35%
TRUS	E STREET T CLIEN UNT OM (T OMNI	BUS	1, 656, 800株	2. 34%
アール・	シー・ワイ・フ	ブラザーズ株	式会社	1,326,300株	1.87%
	E STREE' T COMPA			1,300,000株	1.83%
株式会社	日本カストデ	ィ銀行(信	託口)	1, 269, 900株	1.79%
杉	山 紳	_	郎	1,002,600株	1.41%
内	田		徹	648,700株	0.91%

- (注) 1. 当社は自己株式を6,026,001株保有しておりますが、上記大株主からは除外してお ります。
 - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新 株予約権の状況

	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権	
発行決議の日	2017年5月26日	2018年6月28日	2019年6月20日	
新株予約権の数	300個	300個	300個	
	普通株式	普通株式	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の	30,000株	30,000株	30,000株	
種類及び数	(新株予約権1個	(新株予約権1個	(新株予約権1個	
	につき100株)	につき100株)	につき100株)	
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償	
行使に際して出資される財産	1株当たり	1株当たり	1株当たり	
の価額	956円	768円	578円	
	2020年6月1日	2021年7月1日	2022年7月1日	
■ 新株予約権の行使期間	から	から	から	
初14水 17水3/框 021 171丈 2 971间	2024年5月31日	2025年6月30日	2026年6月30日	
	まで	まで	まで	
新株予約権の行使の条件	注 2	注 2	注2	
役員の保有状況				
取締役				
(社外取締役を除く)				
新株予約権の数	300個	300個	300個	
目的となる株式数	30,000株	30,000株	30,000株	
保有者数	2名	2名	2名	
監査役				
新株予約権の数	_	_	_	
目的となる株式数	_	_	_	
保有者数	_	_	_	

	第17回新株予約権	第18回新株予約権		
発行決議の日	2020年6月19日	2021年6月17日		
新株予約権の数	300個	300個		
	普通株式	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の	30,000株	30,000株		
種類及び数	(新株予約権1個	(新株予約権1個		
	につき100株)	につき100株)		
新株予約権の払込金額	無償	無償		
行使に際して出資される財産	1株当たり	1株当たり		
の価額	480円	405円		
	2023年7月1日	2024年7月1日		
■ 新株予約権の行使期間	から	から		
利休 了邓州惟7717世别间	2027年6月30日	2028年6月30日		
	まで	まで		
新株予約権の行使の条件	注 2	注2		
役員の保有状況				
取締役				
(社外取締役を除く)				
新株予約権の数	300個	300個		
目的となる株式数	30,000株	30,000株		
保有者数	2名	2名		
監査役				
新株予約権の数	_	_		
目的となる株式数	_	_		
保有者数	_	_		

- (注) 1. 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。
 - 2. 権利行使時において、当社の取締役又は監査役の地位にあること。その他の条件については、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」に定めます。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第18回新株予約権		
発行決議の日	2021年6月17日		
新株予約権の数	690個		
	普通株式		
新株予約権の目的となる	69,000株		
株式の種類及び数	(新株予約権1個に		
	つき100株)		
新株予約権の払込金額	無償		
行使に際して出資される	1株当たり		
財産の価額	405円		
	2024年7月1日		
■ 新株予約権の行使期間	から		
初休了約惟0/11使期间	2028年6月30日		
	まで		
新株予約権の行使の条件	注		
使用人等への交付状況			
当社使用人			
新株予約権の数	570個		
目的となる株式数	57,000株		
交付者数	19名		
子会社の役員			
新株予約権の数	120個		
目的となる株式数	12,000株		
交付者数	4名		

⁽注)権利行使時において、当社の取締役、監査役又は使用人の地位にあること。その他の条件 については、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」に定めます。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年12月31日現在)

会社における地	也位	氏	:		名	担当及び重要な兼職の状況
代表 取締役	社 長	柳	澤	安	慶	広報室管掌 アライアンス室管掌
取 締 役 副 袖	上長	松	本	洋	志	
取 締	役	=	宮	幸	司	執行役員 ADプラットフォーム事業部長 新規事業開発部長 ビジネス開発2部管掌 コミュニケーションデザイン部管 掌 採用企画チーム管掌 株式会社ファンコミュニケーションズ・グローバル取締役
取 締	役	吉	永		敬	執行役員 A8事業部長 A8事業部第2営業推進部長 A8事業部第3営業推進部長 ビジネス開発1部管掌 シーサー株式会社取締役
取 締	役	小	尾	_	介	Link Asia Capital株式会社代表取締役パートナー 株式会社インバウンドテック社外監査役クロスロケーションズ株式会社代表取締役 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社社外取締役 株式会社インフォネット社外取締役
取 締	役	穂	谷	野	智	株式会社ホルン代表取締役
常 勤 監 査	役	春	原	幸	充	
監查	役	柿	本	謙	=	アーク綜合事務所代表(公認会計士、 税理士) 株式会社アイピービー代表取締役 IPB SINGAPORE PTE. LTD. 代表取締役 株式会社MSコンサルティング代表取締役
監 査	役	出	澤	秀	\equiv	出澤総合法律事務所代表(弁護士)

- (注) 1. 取締役小尾一介及び穂谷野智の2氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役春原幸充、柿本謙二及び出澤秀二の3氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役柿本謙二氏は公認会計士、税理士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 当社は取締役小尾一介及び穂谷野智、監査役春原幸充、柿本謙二及び出澤秀二の5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当事業年度中に担当及び重要な兼職が異動となった取締役

氏 名	異 動 日	新役職、担当及び重要な兼職	旧役職、担当及 び 重 要 な 兼 職
柳澤安慶	2021年4月1日	代表取締役 広報室管掌 アライアンス室管 掌	代表取締役 新規事業開発部管 掌 広報室管掌 アライアンス室管 掌
二宫幸司	2021年9月1日	取締役員 ADプ業業別 所規之 新規之 新規之 新規之 新規之 一 本事集界 一 本事集界 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	取締行とは、 取締行とは、 を を を を を を を を を を を を を
吉 永 敬	2021年10月1日	取締役 執行役員 A8事業第長 A8事業部長 A8事業部長 A8事業の第3営業 推進部業報長 ビジネス開発1部 管掌 シーサ 取締役	取締役 執行役員 A8事業部長 A8事業部第3営業 推進部長 ビジネス開発1部 管掌 シーサー株式会社 取締役

(注) 当事業年度末日の翌日以降に担当及び重要な兼職が異動となった取締役は以下の とおりであります。

氏	ij	d	名	異	動	H	新役職、担当及 び 重 要 な 兼 職	旧役職、担当及 び 重 要 な 兼 職
柳	澤	安	慶	2022年	1月1	Ħ	代表取締役 広報室管掌 アライアンス室管 掌 情報システム部管 掌	代表取締役 広報室管掌 アライアンス室管 掌
=	宮	幸	司	2022年	1月1	日	取締役費 和プラットフォーム事場事ニーン等 新三・データーを発売を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	取締役役員 かけい かけい かけい かけい かけい かり
吉	永		敬	2022年	1月1	日	取締役 執行役員 A8事業部第1営業 推進部業長 A8事業部長 ビジネス 開発1部 管掌 シーサー株式会社 取締役	取締役 執行役員 A8事業第 2 営業 推進部票 第 3 営業 推進部票 第 3 営業 推進部ネス 開発 1 部 管掌 シーサー株式会社 取締役

② 当事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限ります。

④ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行なった行為に起因して損害賠償請求された場合に負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、2021年11月18日開催の当社取締役会の決議に基づき、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

⑥ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について、2021年2月19日開催の取締役会において決議し、株主総会の決議により決定された報酬の総額の範囲内で、報酬諮問委員会において、個人別の報酬について決議しております。当社の役員の報酬体系および報酬制度の概要は以下のとおりであります。

a. 当社の役員報酬に関する方針

当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。報酬は、金銭報酬としての「基本報酬」、非金銭報酬としての「株式報酬」により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払います。各報酬の決定に関する方針は、以下のとおりです。

イ.「基本報酬」は、月例の固定報酬とし、報酬諮問委員会において、役位、職責に 応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に 勘案して決定する。

ロ.「株式報酬」は、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、 ストック・オプションとして新株予約権を割当てるものとし、株主総会で報酬 額上限を決議する。報酬諮問委員会において、役位、職責に応じて他社水準、 当社の業績、従業員給与の水準、既に所有済の株式数等をも考慮しながら、総 合的に勘案して取締役個人への割当額を決定する。また、業務を実際に執行す る取締役について株式報酬のウェイトが高まる構成とする。

b. 報酬諮問委員会の概要

2019年3月20日開催の当社取締役会の決議により、報酬諮問委員会を設置しております。報酬諮問委員会は社外取締役2名を含む取締役3名で構成される任意の諮問機関であり、取締役会で決議された役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に基づき、報酬決定プロセスに客観性及び透明性を確保する為に以下の項目について審議、決定を行っております。

- イ. 当社取締役が受ける個人別の報酬の内容等
- ロ. その他、前各号に付随して取締役会が必要と認めた事項

⑦ 取締役及び監査役の報酬等の総額

			報酬等の総額	報酬等の	対象となる		
	区 分	•	(千円)	基本報酬	業 績 連 動 報 酬 等	株式報酬	
取	締	役	109, 631	106, 000	_	3, 631	6名
(う	ち社外取約	帝役)	(7, 200)	(7, 200)	(-)	(-)	(2)
監	查	役	15, 000	15,000	_	_	3
(う	ち社外監査	監役)	(15, 000)	(15, 000)	(-)	(-)	(3)
合		計	124, 631	121,000	_	3, 631	9
(う	ち社外役	(員)	(22, 200)	(22, 000)	(-)	(-)	(5)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

- 2. 株式報酬として、取締役が株主保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、ストック・オプションを交付しております。当該ストック・オプションの内容及びその交付状況は、「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
- 3. 取締役の報酬限度額は、2015年3月26日開催の第16回定時株主総会において取締役 7名を対象に年額300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議 いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名(うち、社外取 締役は0名)です。

また別枠で、取締役について2021年3月26日開催の第22回定時株主総会において、 社外取締役を除く取締役4名を対象にストック・オプション報酬額として年額90百 万円以内と決議いただいております当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を 除く)の員数は4名です。

4. 監査役の報酬限度額は、2015年3月26日開催の第16回定時株主総会において監査役4名を対象に年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

⑧ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役小尾一介氏は、Link Asia Capital株式会社の代表取締役パートナーであり、クロスロケーションズ株式会社の代表取締役であります。また、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社及び株式会社インフォネットの社外取締役であり、株式会社インバウンドテックの社外監査役であります。なお、当社とLink Asia Capital株式会社、クロスロケーションズ株式会社、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社、株式会社インフォネット及び株式会社インバウンドテックとの間に特別の関係はありません。
 - 取締役穂谷野智氏は、株式会社ホルンの代表取締役であります。なお、当社と株 式会社ホルンとの間に特別の関係はありません。
 - ・監査役柿本謙二氏は、アーク綜合事務所代表であり、株式会社アイピービー、 IPB SINGAPORE PTE. LTD. 及び株式会社MSコンサルティングの代表取締役であります。 なお、当社とアーク綜合事務所、株式会社アイビービー、IPB SINGAPORE PTE. LTD. 及び株式会社MSコンサルティングとの間に特別の関係はありません。
 - ・監査役出澤秀二氏は、出澤総合法律事務所の代表であります。なお、当社と出澤 総合法律事務所との間に特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席・発言状況及び
	社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 小尾一介	当事業年度中に開催された取締役会17回すべてに出席しております。主に、企業経営の見地から発言を行っており、特に新規事業における戦略について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 穂谷野智	当事業年度中に開催された取締役会17回すべてに出席しております。主に、企業経営の見地から発言を行っており、特に既存事業における戦略について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 春原幸充	当事業年度中に開催された取締役会17回すべてに出席し、また 監査役会15回すべてに出席しております。取締役会及び監査役 会において、主に、企業経営の見地から発言を行っておりま す。
監査役 柿本謙二	当事業年度中に開催された取締役会17回すべてに出席し、また 監査役会15回すべてに出席しております。取締役会及び監査役 会において、主に、財務・会計の見地から発言を行っておりま す。
監査役 出澤秀二	当事業年度中に開催された取締役会17回すべてに出席し、また 監査役会15回すべてに出席しております。取締役会及び監査役 会において、主に、法令・コンプライアンス体制強化の見地か ら発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 24,800千円

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金

銭その他の財産上の利益の合計額 24,800千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法 に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できな いため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額で記載して おります。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見 積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会 計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合、監査役会は、監査 役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合すること を確保するための体制
 - イ. 当社は、当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という)の取締役、従業員を含めたグループ全体のコンプライアンス管理規程を定め、体制の整備及び維持を図る。また、組織規程・稟議決裁規程等の社内規程を整備し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、法令等遵守のための研修や教育を行うものとする。
 - ロ. 取締役会については取締役会規程の定めに従いその適切な運営を確保する。取締役会は、月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
 - ハ. 当社グループの財務報告の適正性確保のため、当社は、経理関係規程、システム管理規程、内部監査に関する規程等を定め、財務報告の適正性と適正開示を確保するための体制の充実を図り、同体制につき、その整備・運用状況を適切に評価し改善を図る。
 - 二. 当社グループは、反社会的勢力及び団体とは一切の関係をもたず、組織全体で毅然とした態度で臨むことを当社グループの取締役及び従業員に対して周知徹底するとともに、反社会的勢力排除のための体制を整備する。
 - ホ. 当社は監査役会設置会社であり、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、取締役の職務執行の監査を行っている。また社外監査役として公認会計士や弁護士等の専門家を選任し、監査の実効性を高める。
 - へ. 当社は、内部監査機関として社長直属組織である社長室に内部監査の機能を持たせ、年度ごとの内部監査スケジュールに沿った内部監査を実施し、当社グループの内部統制組織の有効性をモニタリングするとともにコンプライアンス遵守体制を調査検証する。
 - ト. 当社グループの取締役及び従業員は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合又はその旨の報告を受けた場合には、直ちに当社の監査役、取締役又は代表取締役に報告するものとする。報告を受けた者は、直ちにコンプライアンス管理規程に従って対応するものとする。また当社グループの監査役は当社又は子会社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、当社の取締役に対し、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
 - チ. 当社グループの法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、コンプライアンス管理規程を定め、社外の弁護士等を外部の直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、運用を行う。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務執行に係る以下の文書(電磁的記録を含む。以下同じ)については、 文書取板規程の定めに従い、担当職務に応じて適切に保存しかつ管理する。
 - 1. 株主総会議事録と関連資料
 - 2. 取締役会議事録と関連資料
 - 3. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事録と関連資料
 - 4. 取締役を決定者とする決定書類及び付属書類
 - 5. その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
 - ロ. 上記イに定める文書は、少なくとも10年間保管するものとし、取締役及び監査役が 必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社グループの業務執行に係るリスクとして、以下1から4のリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。
 - 1. 地震、洪水、事故、火災等の災害によるリスク (営業停止、損失発生)
 - 2. 個人情報を含む機密情報漏洩によるリスク (信用失墜、損失発生)
 - 3. 基本サービス又は社内ネットワークシステムが正常に機能しないことによる リスク(営業停止、損失発生)
 - 4. 役員・従業員の不適切な業務執行によるリスク (信用失墜、損失発生)
 - 5. その他、取締役会が重大と判断するリスク
 - ロ. リスク管理体制の基礎として、当社グループ全体のリスク管理規程を定め、個々の リスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築す る。不測の事態が発生した場合には、当社の社長を本部長とする対策本部を設置 し、情報連絡体制及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速 な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
 - ハ. 当社は、子会社のリスク管理状況を適切に確認し、当社グループ全体のリスク管理 体制の整備に努めるものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に取締役及び各部の責任者によって構成される経営会議において議論を行った上で執行決定を行うものとする。
 - ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程・稟議決裁規程において、 それぞれの責任者及び執行手続について定める。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 当社は、当社グループの経営管理の基本方針についてグループ会社管理規程を定め、これに従い各子会社内の取締役等より決裁申請・報告を受けるものとし、また、適切にモニタリングを行うことにより、各子会社の取締役等の職務の執行の適正及び効率性を確保するものとする。

- ロ. 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査機関又はコンプライアンス担当部門に報告するものとする。内部監査機関又はコンプライアンス担当部門は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができるものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項と当該従業員の取締役からの独立性に 関する事項
 - イ. 監査役が求めた場合は、監査役の職務を補助すべき従業員として、監査役補助者を 任命することができる。
 - ロ. 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を 得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。また、監査 役補助者は、監査役から直接指示を受けて業務を行うものとし、監査役の指示は会 社の指示に優先する。
- ⑦ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する 体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. コンプライアンス管理規程等に当社グループの取締役及び従業員が当社の監査役に 報告すべき事項及び時期についての規定を置き、当該規定に基づき、当社グループ の取締役及び従業員は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査 役に都度報告するものとする。また、監査役はいつでも必要に応じて、当社グルー プの取締役及び従業員に対して報告を求めることができることとする。
 - ロ. 当社グループの取締役及び従業員は、前号の報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないものとする。
 - ハ. 監査役の職務を執行する上で必要な費用については、その請求により、速やかに支 払うものとする。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合すること を確保するための体制
 - イ. コンプライアンス管理規程を定め、管理部によるコンプライアンス研修、個人情報 保護研修、役職に応じた業務上認識が必要な法知識吸収の教育、各種実務対応セミ ナー等を適宜行っております。
 - ロ. 取締役会を、毎月1回、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通を図る とともに相互に業務執行を監督し、法令定款違反行為を未然に防止しております。
 - ハ. 反社会的勢力及び団体とは一切の関係をもたないことを周知徹底するとともに、反 社会的勢力排除のため取引先、従業員、当社運営サービスに登録した会員のチェッ クを行っております。
 - 二. 社外監査役として会社経営者、公認会計士、弁護士等の専門家を選任し、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、取締役の職務執行の監査を行っております。
 - ホ. 社長直属組織である社長室に内部監査の機能を持たせ、内部統制組織の有効性をモニタリングするとともにコンプライアンス遵守体制の調査検証を行っております。

- へ.業務上の不正行為を認知した場合、コンプライアンス通報制度又は職制を通じて速やかに事実を通報し、リスクマネジメント委員会にて事実確認、対応指示を行い、その結果を取締役会に報告することになっております。
- ト. コンプライアンス通報制度において、通報内容の性質等から通報者に不利益が生じる恐れがあるときは、予め定めてある社外の法律事務所を通報窓口及び相談窓口としております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 文書取扱規程の定めに従い、適切に保存、管理し取締役及び監査役が必要に応じて閲 覧可能な状態を維持しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 リスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築しております。また、 1年に2回以上リスクマネジメント委員会を開催し、リスクの把握、管理、対応を行っ ております。なお、不測の事態が発生した場合には、当社の社長を本部長とする対策本 部を設置し、迅速な対応を行い、損害を最小限に止めます。なお、当事業年度の開催日 は2021年4月30日、10月29日の2回であります。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役会を毎月1回、その他必要に応じて適宜臨時に開催し機関決定を行い、取締役及び各部の責任者以上によって構成される経営会議を毎月2回開催し、情報共有と課題の抽出、対応の指示を行っております。
 - ロ. 取締役会の機関決定に基づく業務執行については、組織規程や決裁基準の定めに従い対応しております。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 グループ会社管理規程を定め、各子会社の取締役等の職務の執行の適正及び効率性を 確保するとともに、当社管理部が子会社の規程整備状況や運用状況を適宜確認し指導を 行っております。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に 関する事項
 - 現在、監査役補助者はおりませんが、必要に応じ監査役会の同意を得た上で監査役補助者を任命することができ、監査役補助者は、監査役から直接指示を受けて業務を行うこととされております。
- ⑦ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する 体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - コンプライアンス管理規程に監査役に報告すべき事項及び時期についての規定があり、また、監査役の職務を執行する上で必要な費用については、速やかに支払っております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

	資		産	σ	部	負		債		Ø	部
流	動	資	産		22, 975, 204	流	動	負	債		4, 807, 135
	現金	之及	び預	金	19, 362, 918		買	掛	金		3, 959, 465
	売	掛	,	金	2, 970, 155		未払	、法)	人税等		322, 619
	有	価	証	券	200, 010		賞!	争 引	当 金		3, 124
	そ	 D					そ	0)	他		521, 924
				他	455, 432	固	定	負	債		141, 903
	貸	到引	一当	金	△13, 312		長 期	預り	保証金		141, 903
固	定	資	産		1, 679, 603	負	債	4	計		4, 949, 038
1	育 形	固定	資產	Ě	101, 082	紅	Ę	資	産	の	部
	建			物	64, 861	株	主	資	本		19, 614, 467
	工具、	器具	.及び備	#品	36, 220	資	Ĭ	本	金		1, 173, 673
<u></u>	乗 形	固定	資産	Ě	423, 676	資	本	剰	余 金		278, 373
	そ	0))	他	423, 676	利	」 益	剰	余金		20, 962, 383
+			の資産		1, 154, 844	É	1 2	. 株	式	4	∆2, 799, 962
l f						その	他の包括	括利益累	計額		20, 311
	投資	有	価 証	券	855, 181	7	の他有値	西証券評	価差額金		20, 311
	そ	Ø))	他	301, 506	新	株 -	予約	権		70, 991
	貸(到引	当	金	△1, 843	純	資	産	合 計		19, 705, 769
資	産		合	計	24, 654, 807	負	債 純	資產	全合計		24, 654, 807

連 結 損 益 計 算 書 (2021年1月1日から 2021年12月31日まで))

		科				■		金額
売			上		高			26, 700, 229
売		上		原	価			20, 454, 637
İ	売		上	総	利		益	6, 245, 591
販	売	費及	び ー	般 管 理	里 費			3, 926, 796
İ	営		業	₹	ij		益	2, 318, 795
営		業	外	収	益			202, 235
İ	受		取	禾			息	4, 938
İ	受		取	配	当		金	3, 991
l	為		替	克	É		益	62, 551
İ	投	資	有 価	証 券	売	却	益	7, 247
İ	投	資	事 業	組 合	運	用	益	116, 599
	そ			0)			他	6, 907
営		業	外	費	用			4, 818
İ	デ	IJ	バテ	ィブ	評	価	損	3, 008
İ	自	己	株	式 取	得	費	用	1, 799
İ	そ			0)			他	10
İ	経		常		ij.		益	2, 516, 213
特		別		利	益			128, 616
	投	資	有 価	証 券	売	却	益	80, 728
l	古	定	資	産	분	却	益	228
1	事		業	譲	渡		益	44, 000
l	新	株	子 并	約 権	戻	入	益	3, 660
特		別		損	失			164, 668
	投	資	有 価	証 券	評	価	損	4, 126
	固	定	資	産	분	却	損	5, 016
	減		損	ŧ	員	:	失	154, 431
	事	務	所	移車	云	費	用	1,014
	そ			0)			他	79
1	兑 :	金 等	調整	前当	期級	も 利	益	2, 480, 161
Ý.	去)	人税	、住」	民 税 及	V :	事 業	税	761, 129
Ý.	去	人	税	等 調	j	整	額	81, 824
È	当	ļ	朝	純	利		益	1, 637, 207
j	作 支	配株	主に帰	ト属 する	当 期	純利	益	_
兼	見会	社 株	主に帰	属する	当 期	純 利	益	1, 637, 207

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

資 産 の	部	負	責 の	n S
流 動 資 産	22, 032, 785	流 動 負	債	4, 618, 220
現金及び預金	18, 774, 099	買掛	金	3, 858, 949
売 掛 金	2, 803, 285	未 払		188, 772
有 価 証 券	200, 010	未 払	費用	457
前 渡 金	59, 779		人税等	280, 987
前払費用	177, 737		費税等	46, 592
	,	前 受		155, 219
	30, 889	預 り	金	78, 316
貸倒引当金	△13, 016	賞 与 引		3, 124
固定資産	2, 390, 010	そ の	他	5, 800
有 形 固 定 資 産	87, 853	固定負	債	141, 903
建物	64, 861	長期預り		141, 903
工具、器具及び備品	22, 992		合 ————————————————————————————————————	4, 760, 124
無形固定資産	333, 614	<u> </u>	産	の 部
ソフトウエア	183, 201	株 主 資 資 本	本 金	19, 571, 370 1, 173, 673
ソフトウエア仮勘定	150, 413		余金	278, 373
投資その他の資産	1, 968, 541	資本準		278, 373
投資有価証券	855, 181		余金	20, 919, 285
		利益準	-	105, 401
関係会社株式	767, 257	その他利益		20, 813, 884
関係会社長期貸付金	60, 000	繰越利益		20, 813, 884
破産更生債権等	1, 843	自己核		△2, 799, 962
長期前払費用	10, 195	評価・換算差		20, 311
繰延税金資産	155, 397	その他有価証券評		20, 311
そ の 他	120, 509	新株予約		70, 991
貸 倒 引 当 金	△1,843	純 資 産	合 計	19, 662, 672
資 産 合 計	24, 422, 796	負債純資	産 合 計	24, 422, 796

損益計算書

(2021年1月1日から 2021年12月31日まで)

		科					目		金	額
売			上			高				24, 879, 023
売		L	_	原		価				19, 021, 007
	売		上	彩	i) Č	利		益		5, 858, 016
販	売	費及	とび	一 般	管 珰	里 費				3, 591, 577
	営		業	ŧ	₹	i]		益		2, 266, 439
営		業	外		収	益				213, 809
	受		取	ζ	秉	[[]		息		1,084
	有	1	洒	証	券	9	利	息		4,730
	受		取	酉	3	当		金		3, 991
	為		犁	F	Ż	É		益		24, 903
	投	資	有	価 訂	E 券	売	却	益		7, 247
	業		務	Ē	Ž	託		料		48, 582
	投	資	事	業組	自合	運	用	益		116, 599
	そ			O.				他		6,672
営		業	外		費	用				4, 818
	デ	IJ	バ	ティ	ィブ	評	価	損		3,008
	自	己	株	式	取	得	費	用		1,799
	そ			O.				他		10
	経		常	ħ a	₹	ξij		益		2, 475, 431
特		另	IJ	利		益				128, 388
	投	資	有	価 訂	E 券	売	却	益		80, 728
	事		業	罰	葨	渡		益		44, 000
	新	株	予	約	権	戻	入	益		3, 660
特		另		損		失				69, 153
	投	資	有	価 訂	E 券	評	価	損		4, 126
	古	定				壱	却	損		5, 016
	古	定				余	却	損		79
	減		推			員		失		59, 930
	兑	引	前	当	期	純	利	益		2, 534, 666
		人税	、住		税及		事 業	税		703, 707
	去	人	税	等	誹		整	額		82, 446
ì	当		期	純		利		益		1, 748, 512

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月15日

株式会社ファンコミュニケーションズ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ファンコミュニケーションズの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファンコミュニケーションズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚 偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制 を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の 執行を監視することにある。 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又 は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書にお いて独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又 は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思 決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判 断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する 十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監 督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月15日

株式会社ファンコミュニケーションズ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

> 指定有限責任社員 公認会計士 上 原 義 弘 指定有限責任社員 公認会計士 細 矢 聡

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファンコミュニケーションズの2021年1月1日から2021年12月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査部拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整 備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の 執行を監視することにある。 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書におい て独立の立独から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤 謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に 影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会 社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決 議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及 び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませ
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月15日

株式会社ファンコミュニケーションズ 監査役会

常勤監查役(社外監查役) 春 原 幸 充 ⑩

監査役(社外監査役) 柿 本 謙 二 ⑩

監査役(社外監査役)出澤秀二印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第23期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を 勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金19円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は1,347,176,589円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年3月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条 ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、 株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を 変更するものであります。
 - ①変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ②変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行 定款第13条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、当社定款第14条を変更し、第2項を追加するものであります。また、定款第14条第1項ただし書き及び同条第2項の新設は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日から効力を生ずるものとする附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下	線部分は変更箇所を示しております。)
現行定款	変更案
第13条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(削除)
当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	
(新設)	第13条(電子提供措置等)
第14条(招集地) 株主総会は本店所在地またはこれに隣接 する地、もしくは東京都各区内においてこ れを招集する。	1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。 第14条(招集地) 1. 株主総会は本店所在地またはこれに隣接する地、もしくは東京都各区内においてこれを招集する。ただし、次項に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とする場合はこの限りではない。
	2. 当会社は、株主総会を場所の定めのない 株主総会とすることができる。

現行定款	変更案
(新設)	
	1. 変更前定款第13条(株主総会参考書類等
	のインターネット開示とみなし提供)の削
	除および変更後定款第13条(電子提供措置
	等) の新設は、会社法の一部を改正する法
	律(令和元年法律第70号)附則第1条ただ
	し書きに規定する改正規定の施行日である
	2022年9月1日(以下、「施行日」とい
	う。) から効力を生ずるものとする。
	2. 前項の規定にかかわらず、施行日から施
	行日から6か月以内の日を株主総会の日と
	する株主総会については、現行定款第13条
	はなお効力を有する。
	3. 本附則第1項乃至本項は、施行日から6
	か月を経過した日または前項の株主総会の
	<u>日から3か月を経過した日のいずれか遅い</u>
	日後にこれを削除する。
	4. 変更後定款第14条第1項ただし書き及び
	同条第2項の新設は、経済産業省令・法務
	省令で定める要件に該当することについ
	て、経済産業省令・法務省令で定めるとこ
	ろにより、経済産業大臣および法務大臣の
	確認を受けた日から効力を生ずるものとす
	る。なお、本附則本項は定款第14条の変更
	の効力発生日後にこれを削除する。

3. 変更の効力発生

変更の効力は、第13条・第14条ともそれぞれ附則に定める日をもって効力が発生するものといたします。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

AND COMMITTEE OF STAT				
候補者番 号	ありがな氏 名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式数	
1	再任 やなぎさわ やすよし 柳 澤 安 慶 (1964年10月20日生)	1999年10月 当社設立 代表取締役社長(現任) (当社における地位、担当) 代表取締役社長 広報室管掌、 アライアンス室管掌、 情報システム部管掌	27, 783, 600株	
2	再任 まっもと ひろし 松 本 洋 志 (1960年4月10日生)	(当社における地位、担当)	1,668,100株	
3	再任 にのみや こうじ 二 宮 幸 司 (1979年3月11日生)	2004年4月 当社入社 2011年1月 MC事業部ADN推進部長 2012年3月 ADN事業部長 2013年4月 執行役員 (現任) 2015年3月 取締役 (現任) (当社における地位、担当) 取締役 執行役員 ADブラットフォーム事業部長、新規事業 開発部長、コミュニケーションデザイン 部管掌、採用企画チーム管掌 (重要な兼職の状況) 株式会社ファンコミュニケーションズ・ グローバル取締役	11,600株	
4	再任 よしなが たかし 吉 永 敬 (1981年2月18日生)	2005年4月 当社入社 2008年7月 A8事業部新規開発部長 2011年10月 A8事業部長 2013年4月 執行役員(現任) 2015年3月 取締役(現任) (当社における地位、担当) 取締役 執行役員	16, 900株	

候補者番 号	ふりがな氏 名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式数
	' '	(重要な兼職の状況) 1977年9月 アルファレコード株式会社 入社 1988年8月 サイトロン・アンド・アート 株式会社 代表取締役 2002年10月 株式会社デジタルガレージ 取締役 2009年7月 グーグル株式会社 執行役員 2012年12月 インモビジャパン株式会社 日本代表 2015年10月 Link Asia Capital株式会社 代表取締役 パートナー (現任) 2017年3月 株式会社インバウンドテック 社外監査役(現任) 2017年11月 クロスロケーションズ株式会 社 代表取締役(現任)	
		会社 社外取締役 株式会社インフォネット 社外取締役	

候補者 番 号	ふりがな氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式数
6	再任・社外取締役 ほ や の さ と し 穂 谷 野 智 (1962年1月11日生)	1	10, 000株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 小尾一介氏及び穂谷野智氏は社外取締役候補者であります。
 - 3. 社外取締役選任の理由及び果たすことが期待される役割について、小尾一介氏及び穂谷野智氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。また、両氏はインターネット広告に精通し専門的な知識を有しており、且つ優れた経営上の成功経験を持ちその成功経験をもとに当社の経営を促進することが期待でき、社外取締役としてその職務を適切に遂行していただけると判断しております。
 - 4. 小尾一介氏及び穂谷野智氏は2018年3月より当社社外取締役を務めており、その就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 - 5. 小尾一介氏及び穂谷野智氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、再任の場合は、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限ります。
 - 6. 当社は、小尾一介氏と穂谷野智氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指

定し、同取引所に届け出ておりますが、本議案をご承認いただきますと、両氏は引き 続き独立役員になる予定であります。

7. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行なった行為に起因して損害賠償請求された場合に負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、2021年11月18日開催の当社取締役会の決議に基づき、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役出澤秀二氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

かりがな氏名(生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式数
(生 年 月 日) 新任 まるの ときこ 丸 野 登 紀 子 (1973年7月21日生)	2002年10月 弁護士登録 (第一東京弁護士会) 2002年10月 出澤総合法律事務所入所 (現任) 2016年11月 株式会社地域新聞社 社外監査役 (現任) 2017年6月 株式会社ニチリョク 社外監査役 2019年6月 ライト工業株式会社 社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 出澤総合法律事務所 (弁護士) 株式会社地域新聞社 社外監査役 ライト工業株式会社 社外監査役	0株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 丸野登紀子氏は社外監査役候補者であります。
 - 3. 社外監査役選任の理由について、丸野登紀子氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての高度な専門的知識を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。
 - 4. 丸野登紀子氏選任の場合は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同 法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契 約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。た だし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について 善意でかつ重大な過失がない場合に限ります。
 - 5. 本議案をご承認いただきますと、当社は、丸野登紀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 - 6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行なった行為に起因して損害賠償請求された場合に負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、本議案が承認された場合、丸野登紀子氏は被保険者に含まれる

こととなります。なお、2021年11月18日開催の当社取締役会の決議に基づき、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	当社における地位	企業経営	業界知識	営業・マーケティング	新規事業開発	財務・会計	法務・ リスク管理
柳澤安慶	代表取締役	•	•	•	•		
松本洋志	取締役	•	•	•	•		
二宮幸司	取締役	•	•	•	•		
吉永敬	取締役	•	•	•			
小尾一介	社外取締役	•	•	•			
穂谷野智	社外取締役	•	•	•			
春原幸充	常勤監査役	•					
柿本謙二	社外監査役					•	
丸野登紀子	社外監査役						•

第5号議案 当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び 従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行する 件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役(社外取締役を除く)、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものとし、その発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、本議案は、会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)に対し、報酬等として上記ストック・オプションとしての新株予約権を年額90,000千円の範囲で発行することにつき、併せてご承認をお願いするものであります。

1. 提案の趣旨

(1) 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の取締役(社外取締役を除く)、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

(2) 当社の取締役(社外取締役を除く)に対する報酬等としての新株予約権 の発行について

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬額は、2015年3月26日開催の第16回定時株主総会において年額300,000千円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない)とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該報酬額とは別枠で、年額90,000千円の範囲内でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

この報酬等として当社の取締役(社外取締役を除く)に対し発行する新株 予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たり の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルにより算定する)に、割当日に 在任する当社取締役に発行する新株予約権の総数を乗じて得た額となりま す。

なお、現在の取締役は6名(うち社外取締役2名)であり、第3号議案の ご承認が得られますと、取締役の員数は引き続き6名(うち社外取締役は2 名)となります。

(3) 当社の役員報酬に関する方針について

当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。報酬は、金銭報酬としての「基本報酬」、非金銭報酬としての「株式報酬」により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払います。各報酬の決定に関する方針は、以下のとおりであります。

- ① 「基本報酬」は、月例の固定報酬とし、報酬諮問委員会において、 役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも 考慮しながら、総合的に勘案して決定する。
- ② 「株式報酬」は、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、ストック・オプションとして新株予約権を割当てるものとし、株主総会で報酬額上限を決議する。報酬諮問委員会において、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準、既に所有済の株式数等をも考慮しながら、総合的に勘案して取締役個人への割当額を決定する。また、業務を実際に執行する取締役について株式報酬のウェイトが高まる構成とする。

2. 新株予約権の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役(社外取締役を除く)、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式100,000株を上限とする。このうち、当社の取締役(社外取締役を除く)に割り当てる新株予約権の上限は、当社普通株式100,000株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が会社 分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転 を行い新株予約権が承継される場合、当社は取締役会決議によって必要と 認める株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の総数

1,000個を上限とする。このうち、当社の取締役(社外取締役を除く)に割り当てる新株予約権の個数は、1,000個を上限とする。

(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株。ただし、(2)に 定める調整を行った場合は、同様の調整を行う)

(4) 新株予約権の払込金額

無償で発行するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される新株予約権の目的たる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に(3)に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)における金融商品取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の最終価格(当日の最終価格がない場合には、それに先立つ直近日の最終価格)を下回る場合は、新株予約権発行日の最終価格を行使価額とする。新株予約権の行使に係る新株の発行価額又は株式の譲渡価額の年間合計額(他の新株予約権を含む行使合計額)は1,200万円を越えないこととする。

なお、発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

上の算式において、「既発行株式数」とは調整後の行使価額が適用される 日の前日における当社の発行済普通株式数から、同日における当社が保有 する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分をす ることにより調整が行われる場合には、「新発行株式数」を「処分する自 己株式数」に読み替えるものとする。 さらに、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が会社分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は取締役会決議によって必要と認める行使価額の調整を行う。

(6) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権の割当日から3年を経過する日の翌月の月初を始期としてそ

(7) 新株予約権の行使の条件

の後4年間とする。

- ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)が、権利行使時において当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役会が正当な理由があると認める場合はこの限りでない。
- ② その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当 社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めると ころによる。
- (8) 新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権者が権利行使をする前に、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位を喪失したことにより新株予約権を行使できなかった場合、当社は当該新株予約権については無償で取得することができるものとする。

- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及 び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する ものとする。
- (11) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、 これを切り捨てるものとする。

(12) 組織再編等に伴う取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(これらを総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、当社は、残存新株予約権を無償で取得することができ、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「組織再編契約等」という)において定めた場合に限るものとし、組織再編契約等の定めと以下の定めが異なる場合は組織再編契約等の定めが優先するものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数 をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(2)に準じて決定する
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(5)に準じて決定する。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記(6)に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める残存新株予約権を行使できる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金 及び資本準備金に関する事項 上記(9)に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要す るものとする。
- ⑧ 新株予約権の取得事由及び条件 上記(8)に準じて決定する。

- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件 上記(7)に準じて決定する。
- (13) その他の新株予約権の内容 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決 定する取締役会において定めるところによる。

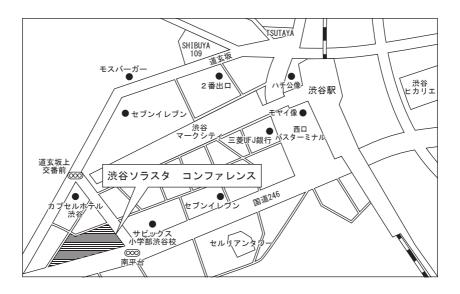
以上

株主総会会場ご案内図

会場:東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ4階

渋谷ソラスタ コンファレンス「4D」

TEL 03-5784-2604



◎JR (山手線・埼京線・湘南新宿ライン)

渋谷駅下車(西口より徒歩約6分)

(渋谷マークシティ4階「道玄坂上方面出口」より徒歩約2分)

※インキュベーションオフィスエントランスよりお入りください。

※駐車場の用意はございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。